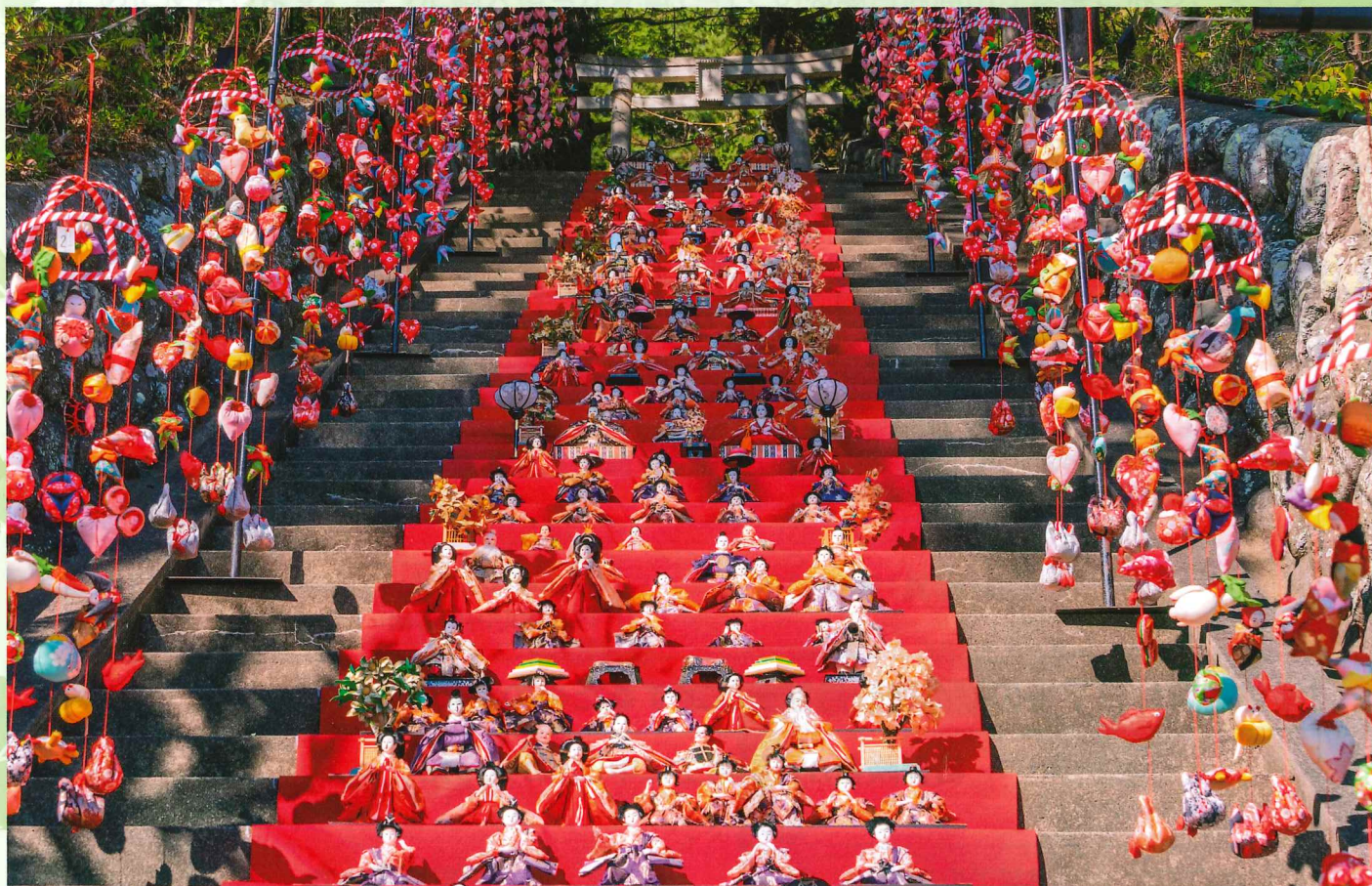


# 社会保険しずおか



素盞鳴(すさのお)神社 雛段飾り(東伊豆町稲取)

## Contents

- 産休や育休終了後に報酬が下がったとき、  
被保険者の申し出により標準報酬月額の設定ができます ..2
- 「被保険者資格取得届」には個人番号を記入してください ..3
- 事業所調査における誤りの多い事例 .....4
- ご退職後の健康保険のご案内 .....6
- 使おう!マイナ保険証 ～これからの受診方法について～ ...7
- 劇団四季ミュージカル ～2025年静岡公演のご案内～ ....8
- 「ポウリング割引券」のご案内 .....8

## 令和7年度協会費納入について

令和7年度から協会費の納入は口座振替も可能とし、口座振替依頼書の提出をお願いしましたところ、多くの事業所様から申込みをしていただきました。ありがとうございました。

お引き落としの金額や振替日等は、4月号送付時にご案内文書を同封させていただきます。

また、口座振替依頼書の提出がない事業所様には、令和7年度も4月に払込取扱票を送付させていただきますので、納入にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、口座振替依頼書については、今後も随時受付を行ってまいります。ご希望される事業所様は、便利で確実な口座振替による納入を是非ご利用ください。

**年金相談はご予約で!!**

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **[0570-05-4890]** (ナビダイヤル)

## 産休や育休終了後に報酬が下がったとき、被保険者の申し出により標準報酬月額を改定できます

産休や育休終了後に、報酬が下がったときは、被保険者の申し出により、終了日の翌日が含まれる月以後4か月目から、**標準報酬月額※が改定**できます。

固定的賃金の変動がない場合でも改定の対象になります。

### 産休や育休終了後の標準報酬月額を改定するための条件

産休または育休終了日の翌日が含まれる月以後3か月間に受けた報酬(支払基礎日数17日<sup>(注)</sup>未満の月は除く)の平均により決定した標準報酬月額と、従前の標準報酬月額に**1等級以上の差**があること。

(注) 短時間労働者の場合は11日

(例)



### 産休や育休終了後の標準報酬月額を改定するための手続き

被保険者から事業主に申し出があった

産休終了のとき

事業主は「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を日本年金機構に提出します。

育休終了のとき

事業主は「育児休業等終了時報酬月額変更届」を日本年金機構に提出します。

#### ※標準報酬月額とは

被保険者が受け取る給与(基本給のほか残業手当や通勤手当などを含まれた税引き前の給与)を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定したもの。標準報酬月額は、保険料額や年金額の計算に用います。

厚生年金保険の標準報酬月額

88,000円(1等級)から650,000円(32等級)に分かれています。

(例)



受け取る給与  
基本給 170,000円  
通勤手当 10,000円  
家族手当 5,000円  
残業手当 12,500円  
合計 197,500円

標準報酬月額  
200,000円(14等級)

#### 厚生年金保険の等級表

等級	報酬月額	報酬月額
	円以上	円未満
1	88,000	93,000
2	98,000	103,000
3	104,000	107,000
4	110,000	114,000
5	116,000	122,000
6	126,000	130,000
7	134,000	138,000
8	142,000	146,000
9	150,000	155,000
10	160,000	165,000
11	170,000	175,000
12	180,000	185,000
13	190,000	195,000
14	200,000	210,000
15	210,000	220,000
16	240,000	250,000
17	260,000	270,000
18	280,000	290,000
19	290,000	310,000
20	320,000	330,000
21	340,000	350,000
22	360,000	370,000
23	380,000	395,000
24	410,000	420,000
25	440,000	455,000
26	470,000	485,000
27	500,000	515,000
28	530,000	545,000
29	560,000	575,000
30	590,000	605,000
31	620,000	635,000
32	650,000	655,000

## 「被保険者資格取得届」には個人番号を記入してください

「被保険者資格取得届」や「被扶養者(異動)届」などの、個人番号記入欄がある届書には、個人番号を忘れずに記入してください。個人番号は、被保険者や被扶養者の本人確認のために使用します。誤った個人番号が記載されている場合は届出が返戻となり、マイナ保険証の利用もできません。

また、「被扶養者(異動)届」の被扶養者の住所欄には、同居・別居に関わらず、住民票の住所を記入してください。住民票と一致しない住所が記入されている場合も、届出は返戻されます。

※従業員の方の個人番号を記入する際には、番号法に基づく本人確認(番号確認および身元確認)を必ず行ってください。

被保険者の個人番号を記入してください。

### <被保険者資格取得届>

### <被扶養者(異動)届>

被保険者の個人番号を記入した場合は、被保険者の住所を記入する必要はありません。

被扶養者の個人番号を記入してください。

被扶養者の住所は、同居・別居に関わらず、必ず住民票の住所を記入してください。

## 事業所調査における誤りの多い事例

〈被保険者月額変更届《手当のさかのぼり支給があった場合（計算誤りや申請遅れ等）》〉

### よくある誤りの事例

家族手当が新設され、R5年10月の給与支払時に「精算支給」で、R5年9月に支給すべき家族手当10,000円をさかのぼって支給した。これを月額変更の契機とし、R5年10月を起算月とするR6年1月改定の月額変更の届出をした。

	給与支払年月日	出勤日数	有給休暇日数	総支給額	通勤手当	基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	時間外労働手当	精算支給
R5年7月	R5.7.20	19	1	271171	4060	220000	20000	0	15000	12111	
R5年8月	R5.8.20	22	0	310096	4060	220000	20000	0	15000	51036	
R5年9月	R5.9.20	20	0	320308	4060	220000	20000	0	15000	61248	
R5年10月	R5.10.20	20	0	333556	4060	220000	20000	10000	15000	54496	10000
R5年11月	R5.11.20	19	1	301064	4060	220000	20000	10000	15000	32004	0
R5年12月	R5.12.20	22	0	338571	4060	220000	20000	10000	15000	69511	0

R5年9月支給分の「家族手当」

### 正しい知識

給与計算の誤りや本人からの各種手当の申請遅れにより、さかのぼって手当を支給した場合は、支給した月ではなく本来支給すべき月の報酬に算入します。

この場合、月額変更についても同様に、支給した月ではなく本来支給すべき月を起算月として月額変更に該当するか判断します。

#### 適正な取扱いによる届出

R5年10月に「精算支給」で、R5年9月に支給すべき家族手当10,000円をさかのぼって支給しています。この場合は、R5年9月の報酬への算入が漏れていたものとして、支給した月ではなく本来支給すべき月の報酬に算入します。そのため、「家族手当」の新設を月額変更の契機とし、R5年9月を起算月とするR5年12月改定の**月額変更の届出に訂正**が必要です。

## 事業所調査における誤りの多い事例

〈被保険者月額変更届《非固定的賃金の単価が変動した場合》〉

### よくある誤りの事例

R3年8月から9月にかけて、「ガソリン単価(1kmあたり)」が15円→20円に変動したが、勤務実績や出勤日数等に応じて支給される手当は非固定的賃金のため、月額変更の起算月に該当しないと判断し、届出をしなかった。(標準報酬 200千円)

	給与支払年月日	出勤日数	往復通勤距離	ガソリン単価(1kmあたり)	総支給	通勤手当	基本給	役職手当	時間外労働手当	厚生年金保険料	健康保険料
R3年7月	R3.7.20	20	5	15	237636	1500	160000	20000	16881	18300	9310
R3年8月	R3.8.20	20	5	15	237636	1500	160000	20000	56136	18300	9310
R3年9月	R3.9.20	20	5	20	239955	2000	160000	20000	57955	18300	9310
R3年10月	R3.10.20	20	5	20	243197	2000	160000	20000	61197	18300	9310
R3年11月	R3.11.20	22	5	20	230263	2200	160000	20000	48063	18300	9310
R3年12月	R3.12.20	22	5	20	258751	2200	160000	20000	76551	18300	9310

「ガソリン単価」の変動

「出勤日数」の変動

### 正しい知識

通勤手当(毎月定額の場合は除く)や時間外労働手当など、勤務実績や出勤日数等に応じて支給される手当等の変動は、非固定的賃金のため月額変更の契機になりません。


ただし、勤務実績や出勤日数等に応じて支払われる手当等の根拠となる単価(通勤手当のガソリン単価や時給・日給単価等)の変動は、固定的賃金の変動に該当するため、月額変更に該当するか判断が必要になります。

#### 適正な取扱いによる届出

R3年8月から9月にかけて、「ガソリン単価(1kmあたり)」が15円→20円に変動し、R3年9月から11月の総支給額の平均を計算したところ標準報酬月額が(増額改定200千円→240千円)になり、2等級以上の差が生じています。そのため、R3年9月を起算月とする、**R3年12月改定の月額変更届の提出が必要**です。

## ご退職後の健康保険のご案内

74歳までの被保険者が退職等で健康保険の資格を喪失したとき、退職日の翌日に再就職する場合を除いて、**ご自身**で下記のいずれかの健康保険に加入手続きをしていただく必要があります。保険料等を比較のうえ、加入先をご検討ください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が<b>継続して2か月以上</b>あること</li> <li>退職日の翌日から<b>20日以内</b>に「任意継続資格取得申出書」を提出すること(必着)</li> <li>※土日・祝日を含む</li> </ul>	お住まいの市区町村役場へお問い合わせください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
保険料	下記「任意継続の保険料」及び協会けんぽホームページ参照 	前年の所得などにより決定	被扶養者の負担なし

### マイナ保険証を利用できない場合は

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行は行わず、マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として登録、利用すること)で医療機関を受診していただく仕組みに移行しました(次ページも併せてご覧ください)。

マイナンバーカードを所持していない、もしくはマイナ保険証の利用登録を行っていない等の場合は、資格確認書が必要となります。「任意継続資格取得申出書」とともに「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

各種申請書のダウンロードはこちら



### 任意継続の保険料

$$\text{退職時点の標準報酬月額} \times \text{健康保険料率} = \text{1か月分の任意継続保険料}$$

※1 ※2 ※3

※1 任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)は次の通りです。

- 令和7年3月分まで 30万円
- 令和7年4月分から 32万円(上限が変更となります)

※2 40~64歳の方は介護保険料率が上乘せされます

※3 お住まいの都道府県支部の健康保険料率です(在職時と保険料率が異なることがあります)

**全額自己負担**

任意継続に関するお問い合わせ先 054-275-6601(音声案内1番)

## 使おう! マイナ保険証 ~ これからの受診方法について ~

### 令和6年12月2日以降(保険証新規発行終了後)の受診方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険証</li> <li>■ マイナ保険証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年12月2日以降は使用できません</li> <li>医療機関やスマートフォン等での利用登録が必要です</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マイナポータル+マイナ保険証</li> <li>■ 資格情報のお知らせ+マイナ保険証</li> <li>■ 資格確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等でカードリーダーが使用できない場合</li> <li>マイナ保険証を利用しない方へ発行</li> <li>資格情報のお知らせのみでは受診できません</li> <li>有効期限があります(最大5年間)</li> </ul>

### 資格情報のお知らせと資格確認書の比較

形状	資格情報のお知らせ		資格確認書
	紙製		プラスチック製
使用場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種給付金の申請に必要な記号番号等を確認するとき</li> <li>医療機関等のカードリーダーが使用できない場合に医療機関等を受診するとき(マイナ保険証とともに医療機関等へ提示)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナ保険証を利用しない方が医療機関等を受診するとき</li> </ul>
入手方法	新規加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に☑チェックをされた方に発行されます。</li> <li>チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30~50日後に発行されます。</li> </ul>
	既存加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年11月29日時点の加入者様分について、令和7年2月までに順次発送しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年12月1日までに資格取得されている方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の使用ができなくなる令和7年12月1日までの間に発行予定です。</li> </ul>

マイナ保険証は **安心** よりよい医療が受けられる

**便利** 各種手続きも便利、簡単に

メリットいっぱいのマイナ保険証を使ってみませんか。

お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)  
(マイナンバーカード、マイナポータル等に関すること)

0120-95-0178

平日9:30~20:00 土日・祝日9:30~17:30  
※年末年始を除く

\*マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失、盗難に関することは24時間受付

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル  
(マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等に関すること)

0570-015-369

8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

詳しくは協会けんぽ特設サイトをご覧ください。



## 劇団四季ミュージカル ～2025年 静岡公演のご案内～

当協会会員事業所様限定価格でご案内いたします。この機会にいかがですか。

**申込期間** 2月13日(木)～2月25日(火) (※申込者多数の場合は抽選)

### 1 ファミリーミュージカル『ふたりのロッテ』 10年ぶりの静岡公演です!

日程	会場
① 5月3日(土) 16:00 開演	静岡市清水文化会館マリナート大ホール
② 5月4日(日) 13:00 開演	
③ 8月8日(金) 18:30 開演	磐田市民文化会館「かたりあ」

**枚数** 各日15枚 上演時間:約2時間(休憩含む)

**料金** S席 大人 5,700円(通常価格6,000円) / S席 小人 4,000円

※小人:公演当日小学校6年生以下/  
3歳未満膝上観劇無料(着席観劇の場合有料)



撮影:荒井 健

### 2 『赤毛のアン』 13年ぶりの静岡公演です!

日程	会場
① 7月25日(金) 18:30 開演	アクトシティ浜松大ホール
② 7月27日(日) 17:30 開演	菊川文化会館アエル大ホール
③ 7月28日(月) 18:30 開演	静岡市清水文化会館マリナート大ホール
④ 7月30日(水) 13:30 開演	
⑤ 7月31日(木) 18:30 開演	
⑥ 8月1日(金) 13:30 開演	

**枚数** 各日20枚 上演時間:約2時間40分(休憩含む)

**料金** S席 9,500円(通常価格10,000円) ※公演当日3歳以上有料/3歳未満入場不可(膝上観劇不可)。



撮影:阿部章仁

**申込** 当協会ホームページよりお申込みください。  
(※お申し込み後の取消・変更は一切できません。)

申込方法はコチラ ▶



## 「ボウリング割引券」のご案内

ボウリングは全身運動でマイペースに行えるスポーツです。天候にも左右されず幅広い年齢層で楽しむことができます。ぜひお申込み、ご利用ください。

**割引内容** お1人様2ゲーム以上のご利用で、1ゲームが無料となります。

**ご利用期間** 令和7年3月1日(土)～令和8年3月31日(火)

**申込期限** 令和7年12月19日(金)到着分まで ※期限内でも発行枚数に達した場合は配付を終了します。

**対象施設**

ダンコーエンボウル(伊東市) / ココレーン三島店(三島市) / ジョイランドボウルみしま(三島市) / ジョイランドボウル原(沼津市) / 柿田川パークレーンズ(駿東郡清水町) / 御殿場パークレーンズ(御殿場市) / コロナボウル ららぼーと沼津店(沼津市) / 狐ヶ崎ヤングランドボウル(静岡市清水区) / Bolo(静岡市葵区) / ココレーン駿河店トマトボウル(静岡市駿河区) / 藤枝グランドボウル(藤枝市) / 掛川毎日ボウル(掛川市) / 袋井グランドボウル(袋井市) / 浜岡グランドボウル(御前崎市) / 毎日ボウル芳川(浜松市中央区) / 浜松毎日ボウル(浜松市中央区) / 浜松グランドボウル(浜松市中央区)



●お申込み方法等詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。 [静岡県社会保険協会 ボウリング](#) [検索](#)



次号は4月中旬に  
発行します

●社会保険基礎講座(6月開催)/下呂温泉・ぎふ長良川温泉宿泊助成券等  
ご案内します。 ※DVD好評貸出中! → [静岡県社会保険協会](#) [検索](#)

